

いしかり「防火」通信

旧規格消火器の交換はお早めに！

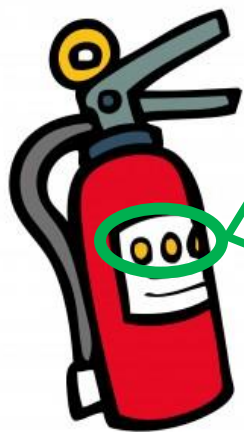
以前、皆さんの一番身近にある消防用設備として【消火器】についてご説明させていただきましたが、消火器の規格省令が2011年に改正されたことに伴い、旧規格消火器が2022年1月1日以降には【消火器】として認められなくなります。

今月号では、そのことについてご説明いたします。

旧規格の消火器ってどんな消火器？

旧規格の消火器とは 2011（平成23）年1月1日以前に製造された消火器です。

新規格の消火器は旧規格の消火器と比較して、大きな変更点は適応火災の標識が 文字表記から絵表示に変更されています。



~~旧規格~~

普通火災用

油火災用

電気火災用

新規格



その他にも・・・

新規格の消火器には安全に消火器を使用できる期限として **設計標準使用期限** というものが消火器の本体に表示されています。この表示がないものについても旧規格の消火器になりますのでお早めの交換を検討してください。

メーカーが推奨する消火器の使用期限はおおむね **10年** になっています。

消火器の基準の改正の経緯



消火器の破裂事故が多発！！

どうして消火器の基準が改正されたのかというと、この始まりは平成21年9月に大阪の屋外駐車場で老朽化の進んだ消火器が破裂するという事故がありました。これ以降各地で次々と同様の事故が発生したため、安全対策の一環として消火器の色々な基準が定められました。



消火器をお持ちの方は



消火器の交換はしたけど
古い消火器はどうしよう…

ご不要になった消火器については、消火器販売店や消火器メーカーに
問い合わせただけければ、適切に処理をしてリサイクルしてくれます。

見た目が綺麗で大丈夫そうに見える消火器でも、**長期間設置**していることで
目では見えないところが**経年劣化**して不具合が生じていることがあります。不安
を感じたりする場合は設備業者に点検をしてもらってください。

事業所の皆さんへ

2022年1月1日以降の立入検査の際に、旧規格の消火器を設置されている
場合は、消火器を設置しているのに**消火器と認められないため**、新規格の消火
器の設置をお願いすることとなります。お気をつけください！！

発行：石狩消防署予防課

〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3

Tel 0133-74-7165

Fax 0133-74-9814



ホームページ



ツイッター